

災害時における緊急被害者の緊急受入に関する協定書

株式会社ヒューマンズイド(以下「甲」という。))と株式会社イラタイム(以下「乙」という。))とは、災害時における緊急被害者の緊急受入所を必要とする(以下「緊急被害者」という。))の緊急受入及び連携等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)の規定に該当する災害及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年4月15日法律第73号)に規定する災害又はその他の災害が重畳を余儀なくされた場合、甲が乙の運営する施設(以下「避難所」という。))に対し協力を要請すること及び甲乙間の協力を図るため、必要事項を定めるものとする。また、乙が甲の運営する施設(以下「避難所」という。))に対し協力を要請することについて同意とする。

(関係者)

第2条 甲及び乙は、災害時における対応の円滑化を図るため、それぞれ責任者を定めるものとする。

(関係者等の相互連携)

第3条 甲及び乙は、災害時における連絡体制、対応窓口及び連絡方法について定めるものとし、関係者の責任を併せて、毎年4月1日及び変更の都度、相互に協議を通知するものとする。

(防災用物資の備蓄)

第4条 甲及び乙は、災害時における必要物資をあらかじめ防災用物資として備蓄し、これを毎年4月1日及び緊急事態時に台帳で整備するものとする。

(災害発生時の連携)

第5条 甲及び乙は、災害があった場合、互いの施設の被災状況、地域の状況等をあらかじめ甲乙が協議して定める事項について取りまとのうえ、定期的に互いに連絡するものとする。

(被災者等の対応)

第6条 甲及び乙は、被災した被災者及び被災者等が指定する被災避難所(以下「指定避難所」という。))に避難した被災者、被災者等に避難した被災者及び避難所により使用が不可能になった施設等に入室している被災者等のため、甲乙互いに相互の緊急の受入要請が可能なものとする。

2 甲乙は、互いに前条の規定により受入の要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲乙乙の定めた職員の手配に従い、又は、要請事項に従い業務を行うものとする。

5 甲及び乙は、自主的に又は互いの要請により、災害ボランティア活動員を派遣するものとする。

(災害発生時の物資提供)

第13条 甲及び乙は、災害時等に被災物資が不足した場合に備え及び備蓄を行うものとする。

2 甲乙は、自主的に又は互いの要請により被災物資を乙に搬送するものとする。甲乙どちらが被災物資を搬送することが困難な場合には、互いに被災物資の搬送に際しては被災物資の受け取りを行うものとする。

3 甲乙は、自主的に又は互いの要請により、備蓄物資及び被災物資を提供するものとする。(災害発生時の施設活用)

第14条 甲及び乙は、互いの施設が被災し、被災し入所している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、受入可能な施設等について調査・把握を行い、速やかに一時避難が可能なものとする。

(防災対策等)

第15条 甲及び乙は、災害時等において可能な限り災害等を用いて、被災状況等を記録するものとする。

(協議)

第16条 甲及び乙は、毎年度、各自で災害時等における対応についての協議を行うものとする。

(意見交換)

第17条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について、必要に応じて協議を協議するものとする。

(協定の成立、変更)

第18条 甲及び乙は、毎年度、この協定について次の各号に掲げる事項の検証を行い、必要があれば協議事項を行うものとする。

- (1) 第3条の規定に基づく連絡体制、対応窓口及び連絡方法に関すること
- (2) 第4条の規定に基づく防災用物資の備蓄に関すること
- (3) 第5条の規定に基づく被災者等の避難等に関する事項に関すること
- (4) 第6条の規定に基づく被災者等の受入に関する事項に関すること
- (5) 第12条の規定に基づく物資提供に関する事項に関すること
- (6) 第13条の規定に基づく被災物資の提供に関する事項に関すること
- (7) 第14条の規定に基づく一時避難の受入可能な施設に関する事項に関すること
- (8) 第15条の規定に基づく被災状況等の記録に関する事項に関すること
- (9) 第16条の規定に基づく甲乙乙の各号による災害時の対応に関する事項に関すること

災害時における緊急被害者の緊急受入に関する協定書

株式会社ヒューマンズイド(以下「甲」という。))と株式会社イラタイム(以下「乙」という。))とは、災害時における緊急被害者の緊急受入所を必要とする(以下「緊急被害者」という。))の緊急受入及び連携等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)の規定に該当する災害及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年4月15日法律第73号)に規定する災害又はその他の災害が重畳を余儀なくされた場合、甲が乙の運営する施設(以下「避難所」という。))に対し協力を要請すること及び甲乙間の協力を図るため、必要事項を定めるものとする。また、乙が甲の運営する施設(以下「避難所」という。))に対し協力を要請することについて同意とする。

(関係者)

第2条 甲及び乙は、災害時における対応の円滑化を図るため、それぞれ責任者を定めるものとする。

(関係者等の相互連携)

第3条 甲及び乙は、災害時における連絡体制、対応窓口及び連絡方法について定めるものとし、関係者の責任を併せて、毎年4月1日及び変更の都度、相互に協議を通知するものとする。

(防災用物資の備蓄)

第4条 甲及び乙は、災害時における必要物資をあらかじめ防災用物資として備蓄し、これを毎年4月1日及び緊急事態時に台帳で整備するものとする。

(災害発生時の連携)

第5条 甲及び乙は、災害があった場合、互いの施設の被災状況、地域の状況等をあらかじめ甲乙が協議して定める事項について取りまとのうえ、定期的に互いに連絡するものとする。

(被災者等の対応)

第6条 甲及び乙は、被災した被災者及び被災者等が指定する被災避難所(以下「指定避難所」という。))に避難した被災者、被災者等に避難した被災者及び避難所により使用が不可能になった施設等に入室している被災者等のため、甲乙互いに相互の緊急の受入要請が可能なものとする。

2 甲乙は、互いに前条の規定により受入の要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲乙乙の定めた職員の手配に従い、又は、要請事項に従い業務を行うものとする。

(受入期間)

第7条 甲及び乙は、互いに緊急の受入を依頼できる期間は、その都度甲乙協議して決定する。

(関係者)

第8条 甲及び乙は、互いに緊急事態に係る緊急受入に伴う経費を甲または乙が支払うものとする。

2 両方に規定する経費は、障害者を含む被災者の緊急受入による共同施設利用及び避難人員の承諾書を用い、事前に供給口帳を添付して得た額とする。

3 両方に規定する経費の利用者負担及び負担割合、並びに実負担額の費用負担については、協定書に定める。関係法令及び施設規定等による。

4 協定が使用不可能となり、甲または乙の施設により他の施設に緊急受入した場合は、両方に協議の上、それぞれ協定の範囲で協議するものとする。

(付随事項)

第9条 甲及び乙は、第8条第1項の規定により甲または乙に受入を要請する場合は、あらかじめ協議等の結果に基づき、受入可能な施設を協議の上、その名称に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1) 受入を要請する被災者の住所、氏名等の状況及び連絡先等

(2) 受入要請者の身元(受入者の氏名及び連絡先等)

(3) 受入要請理由

(災害発生時の連携)

第10条 甲及び乙は、被災者等の緊急の受入を行った場合は、その被災状況を互いに把握するものとする。

(受入可能な施設等の協議調整)

第11条 甲及び乙は、本協定締結後、建設の被災者等の受入可能な施設、災害時の被災者及び被災者等確保施設、並びに必要施設の被災及び施設等について協議を行い、調整を図るものとする。

(意見交換等の人的支援)

第12条 甲及び乙は、互いに受け入れる被災者等を適切に介護できる専門的な介護者の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、互いに福祉避難所等職員派遣を要請された場合、速やかに受託するよう努めるものとする。

3 甲及び乙は、災害時等に被災者等に必要職員又は福祉避難所に派遣可能な職員について、互いに協定するものとする。

4 甲及び乙は、災害時等の緊急時に備え、災害ボランティアの把握及び連携を行うものとする。

(協定の期間)

第20条 この協定は、締結日から効力を発生し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

(補則)

第21条 この協定に定めのない事項及びこの協定に抵触する事項が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。
この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両当事者印押のうえ、各自1通を保存するものとする。

甲 中川郡藤岡町北沢町11-1
株式会社ヒューマンズイド
代表取締役 安久津 浩宏



乙 中川郡藤岡町北沢町319番地の48
株式会社イラタイム
代表取締役 小林 知品

